

税制改正について

～令和 7 年度より適用された主なもの～

個人市民税

- 特例対象個人※1 に対する住宅借入限度額の維持について（令和 7 年度課税分から適用）

特例対象個人が、令和 6、7 年中に居住を開始した場合、住宅借入金等特別税額控除の対象となる住宅借入金の限度額の上限については、以下の表のとおりとなります。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅※2	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

※1 特例対象個人とは以下に該当する者を指します。

- ・ 個人で、年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者
- ・ 年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者
- ・ 年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者

※2 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅のことを指します。

軽自動車税

- 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正（令和 7 年度課税分から適用）

総排気量 125 c c 以下で最高出力を 4.0 kW（50 c c 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円（50 c c 原付と同額）とします。

～令和 8 年度以降適用される主なもの～

個人市民税

- 特定親族特別控除の創設（令和 8 年度課税分から適用）

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代（19 歳以上 23 歳未満）の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が段階的に控除を受けられる仕組みとします。

- 医療費控除の特例の延長（令和 9 年度課税分から適用）

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、スイッチ OTC 医薬品の購入の対価に係る部分は適用期限を撤廃し、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分は適用期限を 5 年延長します。

スイッチ OTC 医薬品	適用期限を撤廃
それ以外の医薬品	5 年延長

- 特定暗号資産取引に係る課税の見直し（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の 1 月 1 日から適用）

特定暗号資産の譲渡による所得について、申告分離課税の対象とします。

軽自動車税

- 軽自動車税環境性能割の廃止（令和 8 年度課税分から適用）

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和 7 年度末をもって環境性能割を廃止します。

たばこ税

- 加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例（令和 8 年度課税分から適用）

加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこの 1 本として課税する仕組みとします。また、以下の激変緩和措置を設けます。

時期	課税標準
R8.4.1以降	現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5
R8.10.1以降	改正後の換算本数×1.0